



石川労働局発表
令和元年5月31日(金)

【照会先】

石川労働局雇用環境・均等室
室長 大高 和久里
室長補佐 浜 明
電話 076(265)4429

報道関係者 各位

パートタイム・有期雇用労働者向け特別相談窓口を開設します！

令和2年4月1日に施行されるパートタイム・有期雇用労働法（※）の円滑な施行に向けてパートタイム・有期雇用労働者からの正規雇用労働者との待遇差等に関する具体的な相談に応じます。

なお、事業主・人事労務担当者等からの法律の内容に関する問い合わせについても相談を受け付けします。

[中小企業(※)における法の適用は、令和3年4月1日]

1. 開設日

令和元年6月3日（月）より開設。

2. 開設時間

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（祝日、年末・年始除く）

3. 開設場所

石川労働局雇用環境・均等室内

石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

電話 076-265-4429

(※) その資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下である事業主をいう。